

介護保険 負担限度額認定証の期限に注意！

負担限度額認定とは、介護保険施設やショートステイ利用時の食費と部屋代の自己負担を軽減する制度です。

現在お持ちの負担限度額認定証の有効期間は、令和6年7月31日(水)までです。更新対象の方へ町からお知らせを送りました。引き続き、負担限度額認定を受ける場合は更新の手続きをお願いします。

- 申請期限** 令和6年8月16日(金)
- 必要なもの** 負担限度額認定申請書および同意書
本人および配偶者の通帳などの写し
負担限度額認定証
- 申請場所** 保健福祉総合センター
〒289-0612
東庄町石出2692-4(郵送申請も可)
※新規の申請も随時受け付けています。
詳細は下記までお問い合わせください。

健康福祉課 介護保険係 ☎79-0912

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番号	
姓 名	
住所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
通称(別名)	
有効期限	
医療の負担限度額	(介護予防・短期入所生活(療養)介護 その他サービス)
介護予防・短期入所生活(療養)介護	円
その他のサービス	円
居住費又は滞在費	円
の負担限度額	円
ユニット型複合的多床室	円
従来型個室(特等)	円
従来型個室(普通・療養等)	円
多床室	円
保険者番号	
並びに保険者の名称及び印	

▲負担限度額認定証



個人事業税の納期のお知らせ

個人事業税 第1期分の納期限は、9月2日(月)です。

地方税お支払いサイトからのクレジットカード払いや、スマートフォン決済アプリでの納付も可能です。

(領収証書は発行されません。)

香取県税事務所 ☎54-1314

定額減税補足給付金(調整給付)のお知らせ

令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税の課税状況をもとに、定額減税が実施されています。

減税しきれないと見込まれる方を対象に、その差額分を給付金として支給します。

調整給付の対象者

次の①、②のいずれにも該当する方

①令和6年1月1日時点で町内に住所がある方

②基準日(6月14日)時点の課税情報において、算出した定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方(定額減税しきれない方)

※令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える方などは対象となりません。

調整給付の手続き方法

対象となる方には、定額減税調整給付金に関するお知らせ(確認書または圧着はがき)を8月中旬頃に送付します。

8月下旬から順次、給付を開始します。※原則として、申請者名義の銀行口座へ振り込み

以下の区分に応じ、手続き方法が異なります。

マイナンバーによる公金受取口座を登録している方 (圧着はがきによる支給のお知らせによる方式) 《プッシュ型方式》	左記以外の方 (支給要件確認書による方式) 《確認書方式》
原則手続き不要	手続き必要
送付された「定額減税調整給付金に関するお知らせ」に記載の期日までに受給の辞退や振込先口座を変更するなどの申し出がなかった場合に給付金を登録口座に振り込みします。	送付された「調整給付金支給要件確認書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、10月31日(木)までに郵送してください。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

通所型短期集中予防サービス(通所C)を利用してみませんか

町では今年の3月より、理学療法士など専門職の指導による筋力アップ運動を6か月間行い、自立した生活の継続を目指す教室(通所C)を開始しました。「運動したいがやり方がわからない」「筋力や体力をつけるため短期間で良いので教室に通いたい」など運動のことや筋力、体力低下についてのお悩みをお持ちの方はぜひご相談ください。

目指しているのは、「再びできるようになること」!

こんなお悩み、ありませんか?

散歩に行きたいけれど、
転ばないか心配

筋力や体力をつけたいけれど、
どうやって運動したら
いいかわからない

また歩いて
買い物に行きたい

ゴミ出しなど、
今までやっていたことが
大変になってきた

専門家に
アドバイスをもらって
運動したい

参加者一人ひとりの身体状況に合わせて、理学療法士などによる筋力アップの運動を6か月間行い、運動機能の向上や日常生活での困りごとを解決し、自立した生活の継続を目指す教室です。

- 対 象 者**
- 65歳以上の方で心身の状況、そのおかれている環境、その他の状況から、要支援(要介護)状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した方(事業対象者)
 - 要支援1認定者のうち、利用希望があり、サービス内容が適切とされた方

利用料金 1回の参加につき300円

参加者の声

最高です!
もうダメかと思ったけれど、
普通の人と同じくらい歩けるようになりました!

Aさん
(町内在住)



利用されている方たちの様子



▲マシンを用いた運動



▲リハビリ



▲充実した設備環境

詳細については地域包括支援センターまでお問い合わせください。

健康福祉課 地域包括支援センター ☎80-3155

広告

信頼と実績 土地・建物・アパート 創業51年 売却物件募集中!

・建物が古くてボロボロ・荷物の整理が大変
・ローンが残ってる・相続したけどどうしよう…
査定無料・秘密厳守・相続のご相談
お気軽にお問い合わせください!

千葉県知事(14)第4030号(公社)全国宅地建物取引業協会会員 (一社)千葉県宅地建物取引業協会会員
香取市北1-13-2 豊島ビル1階
井上商事有限会社 ☎0478-79-9431

神栖・鹿島セントラル 法律事務所

お気軽にご相談ください
☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階
〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号